

宮代町いじめ防止等のための組織に関する条例
 特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表
 (附則第 2 条による改正)

(下線部分が改正部分)

改 正 案				現 行			
別表 (第2条、第5条関係) 2 附属機関の委員				別表 (第2条、第5条関係) 2 附属機関の委員			
区分		報酬額	費用弁償	区分		報酬額	費用弁償
介護認定審査会の委員		(略)	(略)	介護認定審査会の委員		(略)	(略)
介護給付費等の支給に関する審査会の委員		日額 15,000円	日 額 300円	介護給付費等の支給に関する審査会の委員		日額 15,000円	日 額 300円
いじめ問題調査委員会の委員	委員 長	日額 22,000円	日 額 300円				
	委員	日額 20,000円	日 額 300円				
いじめ問題再調査委員会の委員	委員 長	日額 22,000円	日 額 300円				
	委員	日額 20,000円	日 額 300円				
上記以外の附属機関の委員	学識経験者	(略)		上記以外の附属機関の委員	学識経験者	(略)	(略)
	その他	(略)			その他	(略)	(略)
備考 1 (略) 2 (略) 3 (略) 3 その他の特別職				備考 1 (略) 2 (略) 3 (略) 3 その他の特別職			
区分		報酬額	費用弁償	区分		報酬額	費用弁償
産業医		(略)	(略)	産業医		(略)	(略)
町民相談員		(略)	(略)	町民相談員		(略)	(略)
自治体経営会議外部委員		(略)	(略)	自治体経営会議外部委員		(略)	(略)
町医		(略)	(略)	町医		(略)	(略)
町歯科医		(略)	(略)	町歯科医		(略)	(略)
学校医	内科医	(略)	(略)	学校医	内科医	(略)	(略)
	歯科医	(略)	(略)		歯科医	(略)	(略)
	眼科医	(略)	(略)		眼科医	(略)	(略)
学校薬剤師		(略)	(略)	学校薬剤師		(略)	(略)
保 育 所	内科医	(略)	(略)	保 育 所	内科医	(略)	(略)
	嘱託医 歯科医	(略)	(略)		嘱託医 歯科医	(略)	(略)
スポーツ推進委員		(略)	(略)	スポーツ推進委員		(略)	(略)

改 正 案			現 行		
農地利用最適化推進委員	(略)	(略)	農地利用最適化推進委員	(略)	(略)
いじめ問題調査専門委員	日額 20,000 円	日額 300円			
備考 (略)			備考 (略)		

宮代町国民健康保険条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
(出産育児一時金) 第 6 条 被保険者が出産したときは、その該当 被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産 育児一時金として、 <u>5 0 万円</u> を支給する。 2 (略)	(出産育児一時金) 第 6 条 被保険者が出産したときは、その該当 被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産 育児一時金として、 <u>4 2 万円</u> を支給する。 2 (略)

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 新旧対照表（第 1 条による改正）

（下線部分が改正部分）

改 正 案	現 行
（週休日及び勤務時間の割振り） 第 3 条 （略） 2 （略） 3 任命権者は、職員（町規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。<u>以下この項において同じ。</u>）について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが<u>公務の運営に支障がないと認める場合</u> には、前項の規定にかかわらず、町規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4 週間ごとの期間につき 1 週間当たりの勤務時間が 3 8 時間 4 5 分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、4 週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い勤務時間を割り振るものとし、当該職員が定年再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員である場合にあっては、それぞれ前条第 3 項又は第 4 項の規定に基づき定める時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。 （週休日の振替等） 第 5 条 任命権者は、職員に第 3 条第 1 項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、町規則の定めるところにより、第 3 条第 2 項若しくは第 3 項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち町規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に<u>割り振り</u>、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち 4 時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該 4 時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。 （休憩時間） 第 6 条 （略）	（週休日及び勤務時間の割振り） 第 3 条 （略） 2 （略） 3 任命権者は、<u>試験研究に関する業務に従事する職員で町規則で定めるもの</u>について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが<u>公務の能率の向上に資すると認める場合</u>には、前項の規定にかかわらず、町規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4 週間ごとの期間につき 1 週間当たりの勤務時間が 3 8 時間 4 5 分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、4 週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い勤務時間を割り振るものとし、当該職員が定年再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員である場合にあっては、それぞれ前条第 3 項又は第 4 項の規定に基づき定める時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。 （週休日の振替等） 第 5 条 任命権者は、職員に第 3 条第 1 項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、町規則の定めるところにより、第 3 条第 2 項若しくは第 3 項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち町規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に<u>割振り</u>、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち 4 時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該 4 時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。 （休憩時間） 第 6 条 （略）

改 正 案	現 行
2 <u>任命権者は、次に掲げる場合には、町規則で定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。</u> (1) <u>職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき。</u> (2) <u>職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき。</u> (3) <u>職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。</u> (特別休暇) 第14条 (略) 2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。 (1) ～ (15) (略) (16) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして<u>任命権者</u>が定めるその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間 (17) 次条第1項に規定する要介護者(以下この号において「要介護者」という。)の介護その他の<u>任命権者</u>が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間 (18) ～ (22) (略) 3～5 (略) (介護休暇) 第15条 (略) 2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる<u>期間</u>とする。 3 介護休暇については、給与条例第11条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同条例第15条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額 <u> </u> を減額す	2 <u>前項の休憩時間は、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要がある場合において、町規則で定めるところにより、一斉に与えないことができる。</u> (特別休暇) 第14条 (略) 2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。 (1) ～ (15) (略) (16) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして<u>町</u>が定めるその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間 (17) 次条第1項に規定する要介護者(以下この号において「要介護者」という。)の介護その他の<u>町</u>が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間 (18) ～ (22) (略) 3～5 (略) (介護休暇) 第15条 (略) 2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認める<u>期間</u>とする。 3 介護休暇については、給与条例第11条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同条例第15条第1項に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額す

改 正 案	現 行
る。 (介護時間) 第 1 5 条の 2 (略) 2 (略) 3 介護時間については、給与条例第 1 1 条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない 1 時間につき、同条例第 1 5 条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額 <u> </u>を減額する。 (町規則への委任) 第 1 8 条 第 1 2 条から前条までに規定するもののほか、休暇に関する<u>手続</u>その他の休暇に関し必要な事項は、町規則で定める。	る。 (介護時間) 第 1 5 条の 2 (略) 2 (略) 3 介護時間については、給与条例第 1 1 条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない 1 時間につき、同条例第 1 5 条第 1 項に規定する勤務時間 1 時間当たりの給与額を減額する。 (町規則への委任) 第 1 8 条 第 1 2 条から前条までに規定するもののほか、休暇に関する<u>手続き</u>その他の休暇に関し必要な事項は、町規則で定める。

職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

（下線部分が改正部分）

改 正 案	現 行
（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態） 第11条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態（同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。 （1）職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年宮代町条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第3項の規定の適用を受ける職員 日曜日及び土曜日を週休日（同条第1項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。）とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうち2日を週休日とし、4週間ごとの期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように、かつ、<u>週休日以外の日において1日につき午前5時から午後10時までの間において町規則で定める時間以上勤務すること。</u> （2）（略） （育児短時間勤務職員等についての<u>職員の給与条例</u>の特例） 第16条 育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）についての<u>職員の給与条例</u>の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる<u>職員の給与条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表 （略） （短時間勤務職員についての<u>職員の給与条例</u>の特例） 第19条 短時間勤務職員についての<u>職員の給与条例</u>の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる<u>職員の給与条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 （部分休業の承認） 第22条 （略）	（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態） 第11条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態（同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。 （1）職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年宮代町条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第3項の規定の適用を受ける職員 日曜日及び土曜日を週休日（同条第1項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。）とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうち2日を週休日とし、4週間ごとの期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように、かつ、<u>1日につき午前7時から</u>午後10時までの間において町規則で定める時間以上勤務すること。 （2）（略） （育児短時間勤務職員等についての<u>給与条例</u>の特例） 第16条 育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）についての<u>給与条例</u>の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる<u>給与条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表 （略） （短時間勤務職員についての<u>給与条例</u>の特例） 第19条 短時間勤務職員についての<u>給与条例</u>の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる<u>給与条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 （部分休業の承認） 第22条 （略）

改 正 案	現 行
2 勤務時間条例第14条第2項第6号の規定による特別休暇又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条第1項に規定する育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。	2 勤務時間条例第14条第2項第6号の規定による特別休暇又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

宮代町課設置条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行				
(課の分掌事務) 第 2 条 各課の分掌事務は、次の表のとおりとする。	(課の分掌事務) 第 2 条 各課の分掌事務は、次の表のとおりとする。				
<table border="1"> <tr> <td>総務課</td><td>(略)</td></tr> </table>	総務課	(略)	<table border="1"> <tr> <td>総務課</td><td>(略)</td></tr> </table>	総務課	(略)
総務課	(略)				
総務課	(略)				
<table border="1"> <tr> <td>企画財政課</td><td>1 ～ 3 (略) <u>4 ～ 8</u> (略)</td></tr> </table>	企画財政課	1 ～ 3 (略) <u>4 ～ 8</u> (略)	<table border="1"> <tr> <td>企画財政課</td><td>1 ～ 3 (略) <u>4</u> 市民参加に関する事項 <u>5 ～ 9</u> (略)</td></tr> </table>	企画財政課	1 ～ 3 (略) <u>4</u> 市民参加に関する事項 <u>5 ～ 9</u> (略)
企画財政課	1 ～ 3 (略) <u>4 ～ 8</u> (略)				
企画財政課	1 ～ 3 (略) <u>4</u> 市民参加に関する事項 <u>5 ～ 9</u> (略)				
<table border="1"> <tr> <td>住民課</td><td>(略)</td></tr> </table>	住民課	(略)	<table border="1"> <tr> <td>住民課</td><td>(略)</td></tr> </table>	住民課	(略)
住民課	(略)				
住民課	(略)				
<table border="1"> <tr> <td>税務課</td><td>(略)</td></tr> </table>	税務課	(略)	<table border="1"> <tr> <td>税務課</td><td>(略)</td></tr> </table>	税務課	(略)
税務課	(略)				
税務課	(略)				
<table border="1"> <tr> <td>町民生活課</td><td>1 ～ 4 (略) <u>5</u> 市民参加に関する事項 <u>6</u> コミュニティに関する事項</td></tr> </table>	町民生活課	1 ～ 4 (略) <u>5</u> 市民参加に関する事項 <u>6</u> コミュニティに関する事項	<table border="1"> <tr> <td>町民生活課</td><td>1 ～ 4 (略) <u>5</u> コミュニティに関する事項</td></tr> </table>	町民生活課	1 ～ 4 (略) <u>5</u> コミュニティに関する事項
町民生活課	1 ～ 4 (略) <u>5</u> 市民参加に関する事項 <u>6</u> コミュニティに関する事項				
町民生活課	1 ～ 4 (略) <u>5</u> コミュニティに関する事項				
<table border="1"> <tr> <td>環境資源課</td><td>(略)</td></tr> </table>	環境資源課	(略)	<table border="1"> <tr> <td>環境資源課</td><td>(略)</td></tr> </table>	環境資源課	(略)
環境資源課	(略)				
環境資源課	(略)				
<table border="1"> <tr> <td>福祉課</td><td>(略)</td></tr> </table>	福祉課	(略)	<table border="1"> <tr> <td>福祉課</td><td>(略)</td></tr> </table>	福祉課	(略)
福祉課	(略)				
福祉課	(略)				
<table border="1"> <tr> <td>子育て支援課</td><td>(略)</td></tr> </table>	子育て支援課	(略)	<table border="1"> <tr> <td>子育て支援課</td><td>(略)</td></tr> </table>	子育て支援課	(略)
子育て支援課	(略)				
子育て支援課	(略)				
<table border="1"> <tr> <td>健康介護課</td><td>(略)</td></tr> </table>	健康介護課	(略)	<table border="1"> <tr> <td>健康介護課</td><td>(略)</td></tr> </table>	健康介護課	(略)
健康介護課	(略)				
健康介護課	(略)				
<table border="1"> <tr> <td>産業観光課</td><td>(略)</td></tr> </table>	産業観光課	(略)	<table border="1"> <tr> <td>産業観光課</td><td>(略)</td></tr> </table>	産業観光課	(略)
産業観光課	(略)				
産業観光課	(略)				
<table border="1"> <tr> <td>まちづくり建設課</td><td>(略)</td></tr> </table>	まちづくり建設課	(略)	<table border="1"> <tr> <td>まちづくり建設課</td><td>(略)</td></tr> </table>	まちづくり建設課	(略)
まちづくり建設課	(略)				
まちづくり建設課	(略)				

宮代町児童福祉審議会条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
(設置) 第 1 条 児童福祉法(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号)第 8 条第 3 項及び子ども・子育て支援法(平成 2 4 年法律第 6 5 号) <u>第 7 2 条</u> 第 1 項の規定により、宮代町児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。	(設置) 第 1 条 児童福祉法(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号)第 8 条第 3 項及び子ども・子育て支援法(平成 2 4 年法律第 6 5 号) <u>第 7 7 条</u> 第 1 項の規定により、宮代町児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
(保育所等との連携) 第 6 条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第 1 項、<u>第 7 条の 3 第 2 項、第 1 4 条第 1 項及び第 2 項、第 1 5 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 1 6 条並びに第 1 7 条第 1 項から第 3 項まで並びに附則第 4 項</u>において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成 1 8 年法律第 1 2 0 号)第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第 3 号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成 2 4 年法律第 6 5 号)第 7 条第 4 項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。))(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。 (1) ～ (3) (略) <u>(安全計画の策定等)</u> <u>第 7 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</u> <u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られる</u>	(保育所等との連携) 第 6 条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第 1 項、<u>第 1 4 条第 1 項及び第 2 項、第 1 5 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 1 6 条並びに第 1 7 条第 1 項から第 3 項まで並びに附則第 3 項</u>において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成 1 8 年法律第 1 2 0 号)第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第 3 号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成 2 4 年法律第 6 5 号)第 7 条第 4 項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。))(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。 (1) ～ (3) (略)

改 正 案	現 行
<u>よう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u> <u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u> (自動車を運行する場合の所在の確認) <u>第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u> <u>2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業所を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転席及びこれと並列の座席並びにこれらにより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としの恐れが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。</u> (他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準) <u>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を、併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員として兼ねさせることができる。</u> _____ _____ <u>第13条 削除</u> (衛生管理等)	(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準) 第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは_____、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を、併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員として兼ねさせることができる。<u>ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u> <u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u> <u>第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u> (衛生管理等)

宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
第4条 (略) 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条</u> <u>第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 (1) 認定こども園 <u>法第19条</u> <u>各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (2) 幼稚園 <u>法第19条</u> <u>第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (3) 保育所 <u>法第19条</u> <u>第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 (略) 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る<u>法第19条</u> <u>第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項及び次条第2項において同じ。)は、利用の申込みに係る<u>法第19条</u> <u>第2号</u>又は<u>第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号</u>又は<u>第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該	第4条 (略) 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 (1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 (略) 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項及び次条第2項において同じ。)は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第2号</u>又は<u>第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第2号</u>又は<u>第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該

改 正 案	現 行
特定教育・保育施設の<u>同条</u>第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4及び5 (略) (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第7条 (略) 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、<u>法第19条</u>第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (受給資格等の確認) 第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する<u>法第19条</u>各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。 (利用者負担額等の受領) 第13条 (略) 2及び3 (略) 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1) 及び(2) (略) (3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)	特定教育・保育施設の<u>同項</u>第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4及び5 (略) (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第7条 (略) 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、<u>法第19条第1項</u>第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (受給資格等の確認) 第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する<u>法第19条第1項</u>各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。 (利用者負担額等の受領) 第13条 (略) 2及び3 (略) 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1) 及び(2) (略) (3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)

改 正 案	現 行
に要する費用 ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (ア) 法第19条 第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77, 101円 (イ) 法第19条 第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57, 700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77, 101円) イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。) (ア) 法第19条 第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 (イ) 法第19条 第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供 (4) 及び(5) (略)	に要する費用 ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77, 101円 (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57, 700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77, 101円) イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。) (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供 (4) 及び(5) (略)

改 正 案	現 行
5 及び 6 (略) (運営規程) 第 20 条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第 23 条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第 19 条 第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。)及び時間並びに提供を行わない日 (5) ～ (11) (略)	5 及び 6 (略) (運営規程) 第 20 条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第 23 条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。)及び時間並びに提供を行わない日 (5) ～ (11) (略)
<u>第 26 条 削除</u> (特別利用保育の基準) 第 35 条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第 19 条 第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合は、法第 34 条第 1 項第 3 号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合は、当該特別利用保育に係る法第 19 条 第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第 4 条第 2 項第 3 号の規定により定められた法第 19 条 第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 (略) (特別利用教育の基準) 第 36 条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。	<u>第 26 条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)</u>の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 (特別利用保育の基準) 第 35 条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合は、法第 34 条第 1 項第 3 号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合は、当該特別利用保育に係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第 4 条第 2 項第 3 号の規定により定められた法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 (略) (特別利用教育の基準) 第 36 条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。

改 正 案	現 行
以下この条において同じ。)が<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合は、<u>法第34条第1項第2号</u>に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合は、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、<u>第4条第2項第2号</u>の規定により定められた<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（<u>第6条第3項</u>及び<u>第7条第2項</u>を除く。）の規定を適用する。この場合において、<u>第6条第2項</u>中「利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「<u>法第19条第1号</u>又は<u>第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、<u>第13条第2項</u>中「<u>法第27条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、<u>同条第4項第3号イ</u>（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、<u>同号イ</u>（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。 <u>第37条</u> （略） 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育	以下この条において同じ。)が<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合は、<u>法第34条第1項第2号</u>に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合は、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、<u>第4条第2項第2号</u>の規定により定められた<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（<u>第6条第3項</u>及び<u>第7条第2項</u>を除く。）の規定を適用する。この場合において、<u>第6条第2項</u>中「利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「<u>法第19条第1項第1号</u>又は<u>第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、<u>第13条第2項</u>中「<u>法第27条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、<u>同条第4項第3号イ</u>（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、<u>同号イ</u>（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。 <u>第37条</u> （略） 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育

改 正 案	現 行
の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、<u>法第19条</u>第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、<u>児童福祉法第6条の3第12項第1号</u>に規定する<u>共済組合等</u>をいう。）に係るものにあつては<u>共済組合等</u>の構成員（同号に規定する<u>共済組合等</u>の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める<u>法第19条</u>第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 （正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第39条 （略） 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る<u>法第19条</u>第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、<u>法第20条第4項</u>の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 3及び4 （略） （特別利用地域型保育の基準） 第51条 特定地域型保育事業者が<u>法第19</u>	の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、<u>児童福祉法第6条の3第12項第1号</u>に規定する<u>共済組合等</u>をいう。）に係るものにあつては<u>共済組合等</u>の構成員（同号に規定する<u>共済組合等</u>の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 （正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第39条 （略） 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、<u>法第20条第4項</u>の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 3及び4 （略） （特別利用地域型保育の基準） 第51条 特定地域型保育事業者が<u>法第19</u>

改 正 案	現 行
<u>条</u> 第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 4 6 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>法第 1 9 条</u> <u>第 1 号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども（次条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第 1 9 条</u> <u>第 2 号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第 3 7 条第 2 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第 3 0 条第 1 項の特例地域型保育給付費をいう。次条第 3 項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第 4 0 条第 2 項を除き、前条において準用する第 8 条から第 1 4 条まで（第 1 0 条及び第 1 3 条を除く。）、第 1 7 条から第 1 9 条まで及び第 2 3 条から第 3 3 条までを含む。次条第 3 項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第 3 9 条第 2 項中「利用の申込みに係る<u>法第 1 9 条</u> <u>第 3 号</u>に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第 1 9 条</u> <u>第 1 号</u>に掲げる小学校就学前子ども」と、「満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は<u>同条第 3 号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第 5 2 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第 1 9 条</u> <u>第 2 号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを	<u>条第 1 項</u>第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 4 6 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>法第 1 9 条</u> <u>第 1 項</u>第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども（次条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第 1 9 条</u> <u>第 1 項</u>第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第 3 7 条第 2 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第 3 0 条第 1 項の特例地域型保育給付費をいう。次条第 3 項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第 4 0 条第 2 項を除き、前条において準用する第 8 条から第 1 4 条まで（第 1 0 条及び第 1 3 条を除く。）、第 1 7 条から第 1 9 条まで及び第 2 3 条から第 3 3 条までを含む。次条第 3 項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第 3 9 条第 2 項中「利用の申込みに係る<u>法第 1 9 条</u> <u>第 1 項</u>第 3 号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第 1 9 条</u> <u>第 1 項</u>第 1 号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は<u>同項</u>第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第 5 2 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第 1 9 条</u> <u>第 1 項</u>第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを

改 正 案	現 行
含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条</u>第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第30条第2項第2号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。 （特定利用地域型保育の基準） 第52条 特定地域型保育事業者が<u>法第19条</u>第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、<u>法第46条第1項</u>に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第19条</u>第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条</u>第1	含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第30条第2項第2号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。 （特定利用地域型保育の基準） 第52条 特定地域型保育事業者が<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、<u>法第46条第1項</u>に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第1</u>

改 正 案	現 行
号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。	号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

宮代町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例 新旧対照表
(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<u>(安全計画の策定)</u> 第 5 条の 2 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> 2 <u>放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u> 3 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u> 4 <u>放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u> <u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u> 第 5 条の 3 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u> <u>(業務継続計画の策定等)</u> 第 11 条の 2 <u>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u>	

改 正 案	現 行
2 <u>放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u> 3 <u>放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u> (衛生管理等) 第 1 2 条 (略) 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する</u>よう努めなければならない。 3 (略)	(衛生管理等) 第 1 2 条 (略) 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講じる</u> _____ _____よう努めなければならない。 3 (略)